

野洲市こどもの家（学童保育所）の制度が変わります！！

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会からの提言（平成 25 年 5 月）に基づき、野洲市の学童保育所が安定的に持続・発展していくため、次のとおり制度が変わります。

1. 保育料などの変更点

(1) 季節保育料の改正

- ① 季節保育料は段階的に改正となります。

年度 月	H26 年度 (@76.6 円/h)	H27 年度 (@88.0 円/h)	H28 年度 (@99.5 円/h)	H29~H30 年度 (@109.1 円/h)
4 月	5,000 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円
7 月	8,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円
8 月	15,000 円	16,000 円	19,000 円	22,000 円
12 月	3,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円
1 月	3,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円
3 月	6,000 円	7,000 円	8,000 円	8,000 円
計	40,000 円	46,000 円	52,000 円	57,000 円

※ 通年保育料（10,000 円/月（@109.5 円/h））は変更ありません。

※ 平成 31 年度以降の通年・季節保育料については、平成 29~30 年度に利用状況・決算額等の検証のうえ積算を再考する計画です。

2. 入所申請（申込み）などの変更点

(1) 入所制限

- ① 季節保育の利用については、春季（4 月）・夏季・冬季・春季（3 月）の 4 種類毎となります。
例) 季節保育を利用する場合、夏季（夏休み）は 7 月と 8 月を、また冬季（冬休み）は 12 月と 1 月を一括しての利用となります。8 月だけ或いは 12 月だけの利用はできません。
- ② 通年保育の利用は、季節保育が実施される月のみの利用はできません。
例) 通年保育を利用する場合、季節保育が実施される 7~8 月或いは 12~1 月の月のみの利用はできません。

(2) 入所申請関係

① 入所申請できる期間及び期限

- 通常申請の期限（平成 29 年 4 月 1 日以降の入所）

	第 1 回	第 2 回
日時	10/26 (水) ~10/29 (土) 午前 9 時~午後 6 時 30 分 ※10/29 は午後 5 時まで	12/15 (木) ~12/17 (土) 午前 9 時~午後 6 時 30 分 ※12/17 は午後 5 時まで
場所	市役所本館 1 階第 1 会議室	市役所本館 1 階第 1 会議室

- 上記以外の申請期限（定員に満たない場合で、かつ平成 29 年 5 月 1 日以降の入所）
入所月初日の 14 日前（当該日が閉庁日の場合は、前の日の開庁日）

- 入所案内説明会

10/15 (土) 午前 10 時~午前 11 時 30 分 会場：コミセンきたの

② 入所申請書様式

- 従来の A 4 両面の 2 枚の様式から A 3 の 1 枚の様式（3 枚複写）に変更

(3) 月額延長保育関係

① 利用申請できる期限

- 利用月初日の 7 日前（当該日が閉庁日であった場合は、前の日の開庁日）

② 利用申請書様式

- 三枚複写様式に変更